

# 尊厳の変容 — 卓越、価値そして自尊へ

The Changing of "Dignity" — From Majesty to Self-Respect —

福岡歯科大学

永嶋 哲也

Fukuoka Dental College

NAGASHIMA Tetsuya

## Abstract:

In this paper the meaning of "dignity" — Japanese "songen", German "Würde" — is discussed. These words have changed in their meaning with the passing of the years. Japanese "songen" is equivalent of dignity. The meaning of this Japanese word is ambiguous. Originally this word had the meaning of "what is precious, majestic, and inviolable". These adjectives were mainly used for the quality of noble people or royal persons. Likewise the Latin word "dignitas" had the meanings of "greatness, majesty, dignity, etc." in the classical usage. In fact, in this sense of dignity we can hardly understand the meaning of "death with dignity". But in after years the meaning of "dignity", or the German word "Würde", has changed under the influence of Kantian ethics. In this context "dignity" means the absolute value that any person has. Kant asserted that we must treat human being as an end in itself rather than merely as a means to other ends. There is Christian ethics behind this Kantian absolute value of a person. The doctrine of neighborly love is the precept that we should love our neighbors without reason of loving. One of the reasons people accepted the absolute value of a person of Kantian ethics is that they had already accepted the doctrine of neighborly love. But in the rise of Bioethics Kantian word "dignity" has been secularized. In Bioethics the sanctity of life is negatively dealt with, and human dignity is expelled from medical ethics. Therefore today dignity has had another meaning. Namely it is also used in the sense of "self-respect".

## はじめに

たとえば、インターネットの検索サイトで「尊厳」という語を検索してみよう。上位に表示される用例としては、半分以上は「尊厳死」という用語の一部として使用されているものであろう<sup>1)</sup>。この「尊厳死」の一部としての「尊厳」については後ほど戻ってきて論じたいのだが、ここではまず「尊厳死」抜き「尊厳」を取り上げたい。

それゆえ次に「尊厳死」を検索除外に指定し、「尊厳」という語を検索してみよう。するとその結果はおそらく一言ではまとめられないようなものになるだろう。つまり、「個人の尊厳」「人間

の尊厳」「生命の尊厳」など、さらに「尊厳ある生活」、はたまた「動物の尊厳」「尊厳ある日本を創る」「尊厳をかけた政治闘争」など<sup>2)</sup>。これらの用例に一貫して共通するような何かというのは容易には見て取れない。むしろ「尊厳」という語はいったいどういう意味なんだろうかと素朴に疑問を持ってしまわないだろうか。

実際、「尊厳」という言葉が口にされたり書かれたりする場合に、尊厳の意味について意識などせず何となくの了解で使ってしまったという場面が多々あるだろう。そういった事実を認めた上で「わたしたちはこういう意味で『尊厳』を用いている」という尊厳の一意的な定義を確定する

ことなど不可能だろう。だが同時に、今日の倫理学を論じる上で「尊厳」という語が避けて通ることのできない重要用語であることも紛れもない事実である。「尊厳」を語る人に対してことごとく「尊厳は曖昧模糊とした意味なので、決して使わないで欲しい」などと要求できるはずもない。

それゆえ、本稿では「尊厳」という語の意味を尋ねてみよう。つまり曖昧模糊とした意味の中で比較的確固となっている中心部分を探し出し取り出すことを試みたい。

## 1. 日本語「尊厳」の意味

### 1-1. 「とうとおごそか」

さて、「尊厳」という語の意味について知りたいと口にすれば当然返ってくるであろう反応として、「言葉の意味なら辞典をひけばいいだけの話だ」というものがあるだろう。だが、残念なことにそれで済むような話ではない。例えば手元の国語辞典<sup>3)</sup>で調べて、その説明を並べてみると次のようになる。

1. とうとおごそかで、おかしがたいこと。  
「人間の—」
2. とうとおごそかなこと。気高く犯しがたいこと。また、そのさま。「人間の—を守る」  
「其—なる爵位にふさわしい世継ぎが出来たのを」〈若松訳・小公子〉
3. 尊くおごそかで侵しがたい・こと（さま）。  
「生命の—」「夫帝王極めて—なり／明六雑誌 五」

用例や出典には違いがあるが、意味の説明にはあまり違いはない<sup>4)</sup>。そしてその意味説明であるが、少なくとも前半の「とうとおごそか」部分はまったくと言っていいほど役に立たない。「尊厳」を訓読みしただけである。後半の「おかしがたい」の部分は、実際「侵すのが難しい」という意味であろうが、同時に「侵してはならない」という意味で受け取ることも可能であり、そのことに

ついては後述したい。ひとまずここでは「不可侵性」として押さえておけば、尊厳には不可侵性の意味が含まれるということくらいしか国語辞典からの説明からは読み取れないとまとめることができる。

しかし、出典であげられている表現は見逃すことはできない。若松賤子による『小公子』の翻訳が1890-92年、『明六雑誌』の刊行が1874-75年。この時点で「尊厳」は帝王や爵位といった一部の高貴な身分、あるいはその身分にある人について語られるような何か（不可侵性：侵すことの難しさ）として用いられている。すぐ下で述べることであるのだが、後の時代の文脈で「尊厳」は人権や平等とともに語られるような何かである<sup>5)</sup>。つまり上記出典で述べられるような高貴なるゆえに持たれる不可侵性ではなく、誰もが持っていると思なすべき不可侵性である。

### 1-2. 日本国憲法と世界人権宣言

前節で現在使われているような「尊厳」の意味と国語辞典に掲載されているようなその意味とでは内容が違っていると書いたが、その違いについてももう少し丁寧に見てみたい。今日「尊厳」という語の意味に大きな影響を与えたであろう文書として1948年の「世界人権宣言」を指摘できる。その第1条において「尊厳」という語が重要な役割を担わされていることは比較的よく知られている。いわく...

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である<sup>6)</sup>

つまり人権宣言において尊厳はその人権と並んで万人にとって平等であるものだと宣言されている<sup>7)</sup>。言うまでもなくここで言う「尊厳」は、一部の高貴な身分にある者がその高貴さ故にもつような不可侵性ではなく、万人が生まれながらに持っているような不可侵性、つまり侵してはならない侵すべきではない何かである。

世界人権宣言において3カ所で使われている「尊厳」はいずれも“dignity”の訳<sup>8)</sup>である。われわ

れは一旦、日本語を離れて英語（あるいはドイツ語、ラテン語）の意味も考察しなければならないだろう。だがその前に、補足しておかなければならない事柄がある。世界人権宣言に先立つ 1946 年 11 月に日本国憲法が公布されたが、その中で「尊厳」という語が一カ所使われている<sup>9)</sup>。

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない<sup>10)</sup>。

しかしこの場合も世界人権宣言の場合と同じく「尊厳」は“dignity”の訳にすぎないと言えそうである。いわゆる GHQ 草案（マッカーサー草案）<sup>11)</sup>の対応する箇所を眺めてみるとまさに対応する文脈で“individual dignity”なる表現が用いられている<sup>12)</sup>。

つまり、世界人権宣言で尊厳の用法を考察したときと同じ結論に至る。「尊厳」という語の意味を考えるためには一旦はヨーロッパ語に考察を移す必要がある。

## 2. dignitas, dignity, Würde の意味

### 2-1. 価値、偉大さ、高位、威厳ある振舞い

いくぶん遠回りに思われるかもしれないが、“dignity”の語義を確認するために語源となるラテン語から見てみたい。言うまでもなく“dignity”は“dignitas”に由来している。“dignitas”の意味を辞書<sup>13)</sup>で確認してみると二つの意味が、字義通りの意味として「価値<sup>14)</sup>」が、転じて「偉大さ、権威<sup>15)</sup>」の意味が載っている。さらにこれが中世ラテン語になると「高位、高官」という意味でも使われるようになる<sup>16)</sup>。今日においては、スイスで尊厳死を行ってくれる団体の名称として有名な“dignitas”であるが、少なくとも古典ラテン語や中世ラテン語の“dignitas”に今日「尊厳死」の「尊厳」で了解しているような意味はなかったと言えよう。

さて、そのようなラテン語から古フランス語を介して英語に入ったとされる“dignity”であるが、それゆえ英語辞書<sup>17)</sup>にはまず「尊敬に値する地位や性質<sup>18)</sup>」「高い地位<sup>19)</sup>」と説明がなされている。そして次にそういった地位にある人に相応しい様子つまり「落ち着いた厳粛な流儀や様式<sup>20)</sup>」が述べられ、さらにそこから転じて「自尊感情<sup>21)</sup>」との記述がある<sup>22)</sup>。

この自尊感情という意味での“dignity”については後に立ち戻り考察したいのだが、ここで注目したいのは前節で見た世界人権宣言や GHQ 草案での“dignity”を説明してくれる語義が見当たらないことである。むしろ「尊敬に値する地位や性質」や「落ち着いた厳粛な流儀や様式」というのは国語辞典にある「尊厳」の語義説明にかなり合致する。しかし、「人間の尊厳」「個人の尊厳」で表わされているような意味、つまり各人が有する価値、他者が侵害してはならない価値という意味ではない。

確かに「尊敬に値する地位や性質」がそれだという解釈もあろう。つまりここで問題としている「尊厳」は「尊重に値する性質」という意味から「侵害してはならない価値」という意味が出て来たのだ、と。しかし、語義の変遷を考慮に入れば、「尊敬に値する地位や性質」というのは特定の地位や身分に特有のものだったと考えるのが妥当であろうから、そこからすべての人がもつ「侵害してはならない価値」が出て来るためには、何か別の要素が必要だったはずである。

### 2-2. 侵害してはならない価値

尊厳を「すべての人がもつ侵害してはならない価値」という意味で捉えれば、その源泉として次にわれわれが考察すべき先というのは自ずと明らかであろう。つまりそのような尊厳を掲げる倫理学はカントによって打ち立てられたというのは思想史上のいわば常識だからである。

すなわち、カントは人格・人(Person)を物品・事物から区別し、後者が他との関係によって相対的に価値が定まるのに対して、前者は絶対的な価値を持つと主張した。絶対的な価値とは「われわれ

にとって価値がある」というような主観的価値ではなく、客観的価値であり「目的それ自体」である。それゆえ、人格を単に道具として使用してはならず、かならず目的としても見なさなければならない<sup>23)</sup>、と。そして物品のこのような相対的・主観的価値が「価格」と表現され、それに対して人格の絶対的・客観的価値が「尊厳」(Würde)と表現される<sup>24)</sup>。

だがその常識は正しいのだろうか？つまり、尊厳という絶対的価値の考え方はカントによって作り上げられ、カントによって尊厳は根拠づけられたという常識である。

確かに、カントの影響が甚大であるということとは否定することはできない。例えば人権宣言の伝統を遡ってカントと同時代<sup>25)</sup>、つまり 1776 年の「アメリカ合衆国独立宣言」<sup>26)</sup> や 1789 年の「フランス人権宣言」<sup>27)</sup> を見た場合、さきの「世界人権宣言」でなら「尊厳」が用いられていたであろう文脈<sup>28)</sup> で「尊厳」の表現はまだ見られない。これはカント自身やカント派が後に大きな影響力を持ったことの間接的な証拠と言えるだろう。

またさらに遡って、例えばルネサンス期のピコ・デラ・ミランドラも人間の尊厳について論じたと言われるが、しかし『人間の尊厳について』(De Dignitate hominis) と呼ばれる演説の中で彼が主張しているのは人間の偉大さである。伝統的には天使と獣の中間と位置づけられてきた人間を、被造物のヒエラルキアに固定されていない存在として描き直している<sup>29)</sup>。つまり彼の言う「人間の尊厳」は、他の被造物に対する人間という種の卓越性であり、確かに、カントの言うような人格（一人ひとりの人）の絶対的価値ではない。

### 2-3. 人格と尊厳

先の疑問を別の仕方で問い直してみよう。カントは人格が尊厳を有する根拠として理性的存在であること、つまり自己立法できる存在であることを挙げている<sup>30)</sup>。ところが上述のピコ・デラ・ミランドラも人間の尊厳の根拠としては人間の自己決定能力をあげている。つまり、自らの本性と宇宙の中での位置付けを自由意思で選ぶとることが

できるということに彼は人間の尊厳の根拠を見ている<sup>31)</sup>。

実際、どうであろう？人間を「理性を有する」「自己決定の能力がある」と規定し、その規定ゆえに「人間の尊厳」を認めるという論法は、確かに理性をもたないものとの比較においては充分説得的であろう。しかし、そうした比較という文脈ではなく端的に、理性的な存在、自律的な存在が絶対的な価値を持つという議論ははたしてそこまでの説得力を持つだろうか？筆者にはそこまで説得的には思えない<sup>32)</sup>。だが事実としてカントの議論が支持を得て影響力を持ったことは否定しようもない<sup>33)</sup>。むしろこの事実は、カントがまったく新しいことを非常に説得力を持って語ったのではなく、むしろすでに人々が受け入れていることを新しい言葉遣いで語ったということの意味しているのではないだろうか。

## 3. 「尊厳」の変容

### 3-1. キリスト教倫理と尊厳

この問題を考える上でひとまず「尊厳」や「目的それ自体」「主観的価値」「客観的価値」などのカント用語を忘れてみよう。そして人（人格 person, persona）に対して、そのものがどんな人でも、つまり自分にとってどういう相手であろうと（つまり役に立つ人であろうとそうでなかろうと、味方であろうと敵であろうと）相手を尊重すべきだという倫理観がヨーロッパには昔からあったか？と問い直してみよう。そうするとほとんどの人は迷うことなく答えるだろう、「もちろん、あった」と。キリスト教教義による隣人愛の理想である。

例えば、隣人愛を表現するものとして「よきサマリア人」のたとえ話<sup>34)</sup>を思いだしてみよう。現代においても「よきサマリア人の法」という名前が残りよく知られているが、追いはぎにあって重傷を負ったユダヤ人をたまたま通りかかっただけのサマリア人が助けてくれたというエピソードである。聖書の中でイエスが隣人愛を説明するため

に用いたたとえ話である。

このたとえ話で見落としてならないのは、助けられたユダヤ人と助けたサマリア人との民族的関係である。このたとえ話をするイエス、そしてそのイエスの話をその場で聞いている人々のほとんどは言うまでもなくユダヤ人である。そのユダヤ人たちは当時サマリア人たちを差別していた。サマリア人は、民族的にはユダヤ人とアッシリア人との混血で、宗教的にもユダヤ教とアッシリアの宗教との混合したものを信仰していた。半ユダヤ教とでも表現できるようなサマリア人の宗教は、おそらくユダヤ人たちにとってまったく異なる別の宗教以上に受け入れがたいものだっただろう。彼らにとってはまがい物の信仰をしている少数民族であるサマリア人を実際にユダヤ人たちは差別していた。逆にサマリア人にとってユダヤ人は、自分たちを差別し迫害する極めて嫌悪すべき民族であった。このたとえ話の肝は、瀕死のユダヤ人を助けたのはもっとも助けてくれそうもない人だったという点である<sup>35)</sup>。言い換えれば、ユダヤ人を助けても何の得にならない人だった、ということである。

隣人愛という教義が突きつけてくる倫理観はきわめて実行の難しい倫理観である。たまたま出会っただけの人を、それがたとえ敵であっても愛しなさい<sup>36)</sup>、困っていたら助けなさいという倫理観である。言わば無償の愛であるが、それが「無償」と形容されるのは単に見返りを求めないというだけではなく、「美しいから」とか「立派な人だから」と言った理由をいっさい受け入れない理由なき愛だからである。通例、愛は価値を理由に成立するが、ところかもし理由なしに愛が成立するならば、その愛は価値を付与すると言えよう。隣人愛あるいはアガペーという実行の困難な愛は、価値創造の愛だとも言えよう<sup>37)</sup>。

さきのサマリア人のたとえ話にもどって「なぜ助けなければならないのか？」と問うてみよう。するとキリスト教の教義としては、「神がそのような無償の愛をわれわれに向けてくれているから」となるだろう。だが、この神からの愛のかわりに、人格の絶対的価値というものを据えればカ

ント倫理的な尊厳の考え方と極めて似たものとなるのではないか。つまり、人の命はかけがえのないもので、絶対的価値を持つのであるから、たとえ嫌悪する相手でも助けなければならないのだと。

カント自身がキリスト教倫理をどれくらい意識して用いたのか、あるいは用いたつもりはなかったのかという問題はカント研究の専門家にゆだねよう。本稿では少なくとも、カント倫理学が人々に受け入れられた理由の一つとして、しかも決して小さくない理由として、キリスト教倫理の伝統があったらろうということを指摘しておきたい。

### 3-2. 他者に尊厳を見ること

「尊厳」という表現を「目的それ自体」「人格の絶対的価値」などなどの言葉で説明してみても、確かに理解は可能であるがしかし実感が伴わない。言わば「受肉していない言葉」なのである。しかし、ここに至ってわれわれは「尊厳」の受肉した姿をどこに探せばよいかわかる。つまり、隣人愛の場面である。

一例として比較的よく知られたマザー・テレサの活動を思い起こしてみよう。例えば、貧しい人々が死に際して見守る家族もなく、病院にかかるお金もなく路上で息絶えていく現実を目にして、彼女は「死を待つ人々の家」(Nirmal Hriday)と呼ばれる施設を創設した。言わば野良犬のように死んでゆく人々に対して、せめて人間らしい死に方を迎えさせてあげたいという行動である。彼女は施設設立の際に、「この世の最大の不幸は、貧しさや病ではありません。だれからも自分は必要とされていない、と感じることです」という発言をしたと言われている<sup>38)</sup>。野良犬のようにではなく、人間らしく死を迎えるとは、雨ざらしの路上ではなく屋根のある建物の中で死を迎えるということだけでなく、世界中に見捨てられたと感じるのではなく、誰かに見守られながら、誰かからの愛情を感じながら死を迎える<sup>39)</sup> ことであるという考え方が彼女の行動に表れている。

しかし、彼女の行動は貧者や弱者に対する同情や憐れみなどからではない。隣人愛とは神聖な愛

なのであり、究極的には神への愛なのである。それは彼女が好んで口にしたと言われる“*You did it to me*”<sup>40)</sup>がそのことを表わしている。つまり彼女が貧者や弱者に注ぐのは憐れみではなく愛情であり、彼女は奉仕する相手に神を見ているのである<sup>41)</sup>。

上述の通り「尊厳」という語も、“*dignitas*”という語ももともとは特別な地位にある者が持つ特別な価値であったが、やがて人ひとりひとりがもつ絶対的な価値だと意味が変わった。「人間の尊厳」という表現が、他の動物に対する人間種の優位性を言うのでない場合、その表現が意味するのはそういう絶対的な価値のことである。しかし「絶対的な価値」などという記述よりも、むしろマザー・テレサが実践した隣人愛の方が「人間の尊厳」の説明として相応しいのではないだろうか？ まったく無価値だと本人もまわりの人たちも思っていたような貧しく弱い人々に彼女は手を差し伸べ、彼ら／彼女らに神性を見ていた。彼女の見ていた「最も小さい者」のうちの神性ほど、「人間の尊厳」という表現でわれわれが理解するものに見事に合致するものはない。

### 3-3. 尊厳の否定 *sanctity* と *dignity*

今日の生命倫理学において多くの論者は“*Sanctity of Life*”いわゆる SOL に否定的である。“*Sanctity of Life*”は通例、「生命の神聖性」あるいは「生命の尊厳」と訳されるが、ここで言う「生命」とは「人間の生命」のことなので、この表現の意味は「人命それ自体に価値があること」<sup>42)</sup>と説明される。つまり「人間の生命を奪うことは常に不正であるということ」<sup>43)</sup>あるいは「罪のない人間の生命を意図的に終わらせることはつねに不正なことだということ」<sup>44)</sup>、また動物の権利を論じる場面では「人間の生命が非常に特別な価値を、他の生物の生命が持つ価値とははっきりと区別された価値を持っていること」<sup>45)</sup>と説明される。そして“*sanctity*”という表現が意味しているように、この考え方の起源は宗教にあるとされている<sup>46)</sup>。

このような文脈では慎重にも“*dignity*”という語ではなく“*sanctity*”が使われているが、一人ひとりの存在に価値を認め、また人間種に他の動物種

とは別格の価値を認めるこの宗教起源の<sup>47)</sup>「生命の神聖性」が「人間の尊厳」という考え方に酷似しているのは一目瞭然である。“*Sanctity of Life*”を日本語にする場合に「生命の尊厳」と訳すことがあるのは、偶然でももちろん不注意でもない。むしろある意味では適切すぎる訳語だと言えよう。

しかしここで「生命倫理学者たち特にパーソン論者たちは人間の尊厳という考えを否定した」と主張したら、おそらく違和感を感じる人は少ないだろう。というのも、本稿の最初で確認したように、現代の日本でもっとも多く「尊厳」という語が使われるのは「尊厳死」という表現の一部としてであり、そしてその尊厳死という考え方を批判する生命倫理学者特にパーソン論者は少ないだろうからである。そして、「尊厳死」という表現が非常に掴みどころがない理由の一つはまさにこの点にある。

「尊厳死」という表現が、日本においてと欧米諸国においてとは用法がかなり違っているというのはしばしば指摘されることである。つまり、大ざっぱにその違いを表現するならば、日本において「尊厳死」は、終末期において延命処置を中止することを意味することが多い<sup>48)</sup>。それに対して、欧米諸国においてそのような治療中止はむしろ「自然死」と表現されることが多く、「尊厳死」が意味するのはむしろ医師介助による自殺、あるいは本人の囑託による殺人である。なぜそのような用法のねじれが生じたかについて<sup>49)</sup>本稿で論じることはできない。いずれにせよ、そのどちらの意味で「尊厳死」を受け取っても「人間の尊厳／生命の神聖性」の否定という立場から、尊厳死の批判を導くような議論は生命倫理学において決して一般的ではない。

### 3-4. 尊厳の世俗化 *dignity* から *pride* へ

「尊厳死」(*death with dignity*)が意味するのは、言うまでもなく「尊厳を保って死に至ること」である。この「尊厳を保って」という表現の意味はどのようなことだろうか？ 例えばもし仮に、「尊厳を保って」の意味が、路上で死んでいく野良犬と

は違って、病院のベッドの上で家族や医師や医療スタッフに見守られながら、できる限りの処置をつくしたあとにそれでも息絶えること、と説明されるのであれば、「尊厳死」の「尊厳」の意味は非常に分かりやすかっただろう。人間の存在価値は絶対的だと考えて、その絶対性に基づいた医療方針のもと死を迎えることが「尊厳死」の意味だと、もし説明されるのであれば話は簡単だっただろう<sup>50)</sup>。しかし、尊厳死を「和風」で捉えても「洋風」で捉えても、そういう説明はまったくあてはまらない。では、尊厳死を説明する場合の「尊厳を保って」という表現は何を意味するのか？

2004年(日本では2005年)に公開された『ミリオンダラー・ベイビー』はアカデミー作品賞をはじめ多くの映画賞を受賞した話題作であるが、この映画の冒頭にボクシングが「尊厳」のスポーツだという趣旨の台詞が入る<sup>51)</sup>。その「尊厳」の原語は“respect”尊敬、敬意であるが、その映画の後半で描かれているのは紛れもなく尊厳死(Death with dignity)つまり囑託殺人の問題である<sup>52)</sup>。

試合中のアクシデントで全身不随となった女性ボクサーのマギーが、トレーナーであるフランキーに自らを殺してくれるよう懇願する。彼女は死期が迫っているわけでも、堪え難い肉体的苦痛に苛まれているわけでもない。理由は、ボクシングで世界を旅した彼女にとって寝たきりの生き方は耐えられないから<sup>53)</sup>、である。つまり彼女は、自らの尊厳が失われる前に<sup>54)</sup>自らの命を絶つことを望んでいる。さらに言うならばこの映画の中で「尊厳が失われる前に」の尊厳は、自らの“dignity”であると同時に“respect”であり、さらにその結果である“pride”つまり自尊感情である。

もう一つ、今度は医師介助による自殺の例をあげよう。2008年12月に英国のテレビニュースで自殺幫助を受ける人の映像が流れた。2006年にスイスのディグニタス(Dignitas)で尊厳死を行った英国人クレイグ・エバート(Craig Ewert)さんの映像である<sup>55)</sup>。呼吸器をとめる時限スイッチを口でくわえて自分でいれ、自ら同意書に妻の手を借りつつもサインをし、医師の処方した睡眠薬をストローで自分で飲む映像がニュースでは流れる。彼は

運動神経の疾患(motor neuron disease)<sup>56)</sup>にかかっているが、死期が迫っているわけでもなく堪え難い肉体的苦痛があるわけでもない。このまま病状が進むこと、またその結果として妻に看護の負担を負わせることを気に病み、自殺を選択した。やはり「尊厳が失われる前に」自ら死を選択したのであるが、しかしここでの「尊厳」とは何だろうか？言うまでもなく先に述べたような宗教的理想に裏打ちされたような尊厳の観念ではない。むしろ、病が進行してまったく動けなくなった将来の自分に堪え難い、妻にすべて看護や介護の負担を強いる自分に堪え難いということであるから、ここでも尊厳は自尊感情の意味で使われている<sup>57)</sup>。

さらに、本稿の冒頭において、インターネットの検索サイトで「尊厳」で検索をかけてみると、という話を紹介したが、その際に使用例は多くないが多少傾向性の異なる用例があった。つまり「尊厳をかけた闘争」「尊厳をかけて戦う」という尊厳の使い方である。こういう尊厳の用法が日本語として正しいかどうかはともかくとして、実際にこのような仕方で「尊厳」を用いる人がいるというのは事実である。そして、この場合の尊厳は紛れもなく「誇り」つまり自尊感情であろう。

#### 4. 結語にかえて

議論が冗長なものになってしまったかもしれないので、簡潔に振り返っておきたい。本稿では「尊厳」という語の意味を考えた。日本語としての「尊厳」はもともと一部の高貴な身分に固有な不可侵性であった。それが第二次大戦後の民主主義文書においては各人がもつ不可侵性へと変容している。その変容の原因は「尊厳」が英語“dignity”の翻訳語として使われたゆえであるが、その“dignity”もラテン語“dignitas”でも事情はあまり変わらず、意味の変容が起こっていた。つまりカント倫理学の影響のもと“dignity”あるいは“Würde”の意味は、人が誰でも持つ絶対的価値というものに変容したと確認した。さらに論を進めて、そのような絶対的価値としての尊厳というカント倫理学を

裏側で支えているのはキリスト教倫理の隣人愛という理想であったこと、さらに生命倫理学の興隆とともにキリスト教的裏打ちを持つ「尊厳」は世俗化されてさらに変容を被っていることを指摘した。つまり今日尊厳は自尊という意味でも使われているのである。

さて、以上のような考察をふまえれば、「尊厳死」という言い方は、不適切とは言わないまでも、正確な理解を導くのに最適な用語であるとは言いがたいとわかるであろう。「尊厳死」という考え方は、人間としての尊厳を保って終末期を生き死を迎えることと理想的には定義できるだろうが、実際には自尊感情を守るために自ら死を選択することでも表現すべき内容になっているからである。

「尊厳」という語は長い伝統を持ち、宗教的な理想や人権思想の根本も担ってきた非常に格式のある言葉である。何やらとても立派でありがたそうな語感を持った言葉である。その言葉を用いて「尊厳死」と表現することで重要なそして同時に非常に微妙な事柄が覆い隠されてしまっているのではないだろうか？言うまでもなく自尊心はキリスト教倫理ではいわゆる「七つの大罪」と呼ばれる罪源の一つであった。「尊厳死」という何やら厳かな表現を捨て、いっそ「自尊死」という身も蓋もない言い方をしてみてもはどうだろうか？その上で、それがわれわれにとって望ましいものかどうか議論すればよい。そうすれば今よりも少しは話のかみ合う議論になるのではないかと思う。

## 注

- 1) 例えば 2010 年 11 月 1 日の時点で筆者の環境から Google([www.google.co.jp](http://www.google.co.jp))において「尊厳」を検索してみた場合、上位 20 サイト中、「尊厳死」でヒットしたサイトは 14 であった。
- 2) 同様に Google で「尊厳 -"尊厳死"」と検索してみた場合、上位 20 サイト中、「個人の尊厳死」が 3 サイト、「人間の尊厳」「人の尊厳」が 8 サイト、「生命の尊厳」が 3 サイトであった。
- 3) 1 が『広辞苑』第五版（新村出・編、岩波書店、1998 年）、2 が『大辞泉』（松村明・監修、小学館、

- 1998 年）、3 が『大辞林』第三版（松村明・編、三省堂、2006 年）。
- 4) 大型の辞書になると少し事情が異なる。『日本国語大辞典』第二版（小学館、2000-01 年）では語義説明が「尊くおごそかなこと、重々しくいかめしいこと。また、そのさま。」となっている。また「尊敬する」と同義で「尊厳する」という用例も書かれている。また出典として最古のものは 15 世紀後半の『日本書紀桃源抄』があげられている。
- 5) さらに言えば「尊厳」とは（後述の通り）カント倫理学で規程される人格・人である限りで持つ絶対的価値である。実際、カント倫理学が日本に紹介され始めたばかりの時期において、今日では「尊厳」と訳す“Würde”は「品位」と訳されていたことも、「尊厳」がもともと今日のような意味を持たなかったことの証左となるだろう。参照、佐古純一郎『近代日本思想史における人格観念の成立』朝文社、1995 年。
- 6) 外務省訳「世界人権宣言」([http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b\\_001.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_001.html))
- 7) 第 1 条以外では前文においても「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」「国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し…」という仕方で行われている。
- 8) [http://www.mofa.go.jp/policy/human/univers\\_dec.html](http://www.mofa.go.jp/policy/human/univers_dec.html)
- 9) さらに付け加えるなら、1947 年の「教育基本法」でも前文において「個人の尊厳」という表現が使われている。「われらは、個人の尊厳を重んじ（…略…）普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。」
- 10) 「日本国憲法」第 24 条〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕2 項 (<http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j01.html>)
- 11) [http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryu/03/076a\\_e/076a\\_etx.html](http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryu/03/076a_e/076a_etx.html)
- 12) Article XXIII. The family is the basis of human society and its traditions for good or evil permeate the nation. Marriage shall rest upon the indisputable legal and social equality of both sexes, founded upon mutual consent instead of parental coercion, and maintained through cooperation instead of male domination. Laws contrary to these principles shall be abolished, and replaced by others viewing choice of spouse, property rights, inheritance, choice of domicile, divorce and other matters pertaining to marriage and the family from the standpoint of individual dignity and the essential equality of the sexes.
- 13) Charlton T. Lewis and Charles Short, *A Latin Dictionary*, Oxford. Clarendon Press. 1879.
- 14) “a being worthy, worth, worthiness, merit, desert (so, rarely, and perh. only in Cic.)”
- 15) “dignity, greatness, grandeur, authority, rank”
- 16) J. F. Niermeyer, C. Van De Kieft, J. W. J. Burgers, *Mediae Latinitatis Lexicon Minus*, Brill Academic Pub., 2002.
- 17) *Compact Oxford English Dictionary*, Oxford University Press, 2008.
- 18) “1 the state or quality of being worthy of honour or respect”
- 19) “a high rank or position”

- 20) “2 a composed or serious manner or style”  
 21) “a sense of pride in oneself; self-respect”  
 22) 清水哲郎氏が下記の論文で、国語辞典で「尊厳」、英語辞典で“dignity”の意味を確認してから尊厳死について考察している。本稿では清水氏の語義分析を踏襲できなかったが、大いに参考にはしている。清水哲郎「人間の尊厳と死」『尊厳死を考える』医療教育情報センター・編、中央法規出版、2006年。  
 23) カント『道徳形而上学の基礎づけ』（宇都宮芳明・訳、以文社、1989年）第2章84節。『道徳形而上学の基礎づけ』に関して参照箇所指定は、宇都宮訳による節番号を用いる。  
 24) カント『道徳形而上学の基礎づけ』第2章103節。  
 25) 『純粹理性批判』が1781年、上述の『道徳形而上学の基礎づけ』は1785年、1787年に『純粹理性批判』の第二版と『実践理性批判』、1790年に『判断力批判』が出版されている。  
 26) [http://en.wikipedia.org/wiki/United\\_States\\_Declaration\\_of\\_Independence](http://en.wikipedia.org/wiki/United_States_Declaration_of_Independence)  
 27) [http://fr.wikisource.org/wiki/Déclaration\\_des\\_Droits\\_de\\_l'Homme\\_et\\_du\\_Citoyen](http://fr.wikisource.org/wiki/Déclaration_des_Droits_de_l'Homme_et_du_Citoyen)  
 28) “We hold these truths to be self-evident, that all men are created equal, that they are endowed by their Creator with certain unalienable Rights, that among these are Life, Liberty, and the pursuit of Happiness.” (The Declaration of Independence of The United States of America). “Les hommes naissent et demeurent libres et égaux en droits.” (Déclaration des droits de l'Homme et du citoyen de 1789).  
 29) 伊藤博明「ピーコ・デッラ・ミランドラ」『哲学の歴史 4』中央公論新社、2007年、211-49頁。  
 30) カント『道徳形而上学の基礎づけ』第2章113-14節。  
 31) 伊藤博明「ピーコ・デッラ・ミランドラ」247頁。  
 32) 参照、稲垣良典『人格《ペルソナ》の哲学』創文社、2009年、66頁。稲垣氏は次のように述べている：「カントも... (略) ...人格の絶対的価値・尊厳を理論的に基礎づけてはいない。カントが提示している人格の価値の基礎づけは... (略) ...道徳的信念の告白にとどまるのである。」  
 33) ベルモンド・レポートでは「尊厳の尊重」の代わりに「人格の尊重」という表現が使われており、そこでいう「人格の尊重」は「自律の尊重」である（『資料集 生命倫理と法』太陽出版、2003年、178-79頁）。言うまでもなく、この「人格の尊重」がいわゆる「四原則」の「自律尊重原則」に繋がったのだが、それに対して「バルセロナ宣言」は「尊厳を自律に還元することはできない」という立場をとっている(Cf. R. Pegoraro, G. Putoto, E. Wray, *Hospital based bioethics - A European Perspective*, Piccin, Padova 2007, pp.27-29.)  
 34) 「ルカによる福音書」10章25-36節。  
 35) サマリア人が「もっとも助けてくれそうもない人だった」という点では比較的広く指摘されている点だが、なかでも分かりやすく説明している文書として次の書籍を挙げておきたい。片山寛『風は思いのままに』中川書店、2006年、116-18頁。  
 36) 「ルカによる福音書」6章27-36節。  
 37) 価値付与という要素が劇的に現れるのはアガペーであるが、恋愛にも同様の要素があると思う。恋愛やアガペーと個の価値（かけがえのなさ）との関連については下記の拙稿において論じた。「愛の発明と個の誕生 — 思想史的な観点から —」、『比較思想史論輯』6号、比較思想史学会福岡支部、2004年3月、34-43頁。  
 38) 『マザー・テレサ語る』（ルシンダ・ヴァーディ・編、猪熊弘子・訳、早川書房、1997年10月）のカバーにも書かれているこの有名な台詞は（彼女の名言はしばしばそうあるように）実際のところはっきりとした出典が不明である。  
 39) ノーベル平和賞スピーチ ([http://nobelprize.org/nobel\\_prizes/peace/laureates/1979/teresa-lecture.html](http://nobelprize.org/nobel_prizes/peace/laureates/1979/teresa-lecture.html)) で、彼女はある男性の次のような証言を紹介している。“I have lived like an animal in the street, but I am going to die like an angel, loved and cared for.” Mother Teresa Nobel Lecture, 11 December, 1979.  
 40) 「マタイによる福音書」25章40節：「はっきり言うておく。わたしの兄弟であるこの最も小さい者の一人にしたのは、わたしにしてくれたことなのである」。  
 41) “He (Christ) makes himself the hungry one - the naked one - the homeless one - the sick one - the one in prison - the lonely one - the unwanted one - and he says: You did it to me.” Mother Teresa Nobel Lecture.  
 42) ピーター・シンガー『生と死の倫理 — 伝統的倫理の崩壊』榎則章・訳、昭和堂、1998年2月、79頁。  
 43) ピーター・シンガー『実践の倫理』山内友三郎、塚崎智・訳、昭和堂、1999年10月、101頁。  
 44) ピーター・シンガー『生と死の倫理』80頁。  
 45) ピーター・シンガー『実践の倫理』101頁。  
 46) ピーター・シンガー『実践の倫理』101頁。  
 47) もっとも、通例「生命の尊厳性」と結びつけられるのはモーセの十戒の一つ「殺すなかれ」（「出エジプト記」20章13節、「申命記」5章17節）であり、また人間と他の動物との関係では、神による人と動物の創造（「創世記」1章26-28節）である。  
 48) 「傷病により「不治かつ末期」になったときに、自分の意思で、死にゆく過程を引き延ばすだけに過ぎない延命措置をやめてもらい、人間としての尊厳を保ちながら死を迎えることです。」日本尊厳死協会 (<http://www.songenshi-kyokai.com/>) 「尊厳死とは」より  
 49) 今日「尊厳死」の（日本風の）意味についてももっとも影響があると思われるのは前述の日本尊厳死協会であろう。しかしその日本尊厳死協会も当初は（当時は「日本安楽死協会」という名だった）終末期での治療中止を尊厳死と呼ぶことに反対していた。参照、大谷いづみ「「尊厳死」言説の誕生」『現代思想』32巻14号、青土社、2004年11月、142-52頁。  
 50) ここではホスピス（緩和ケア病棟）で迎えるような死の在り方については敢えて触れてない。論旨を徒に複雑にしないためである。カトリックの立場からすれば、自殺幫助や囑託殺人という意味での尊厳死は非難されるが、ホスピスケアのものとしての死は「尊厳のある死の迎え方」として推奨されるようである。参照、日本カトリック司教団『いのちへのまなざし』カトリック中央協議会、2001年2月、90-95頁。  
 51) DVDの日本語字幕では「これは尊厳のスポーツ 人

- 
- の尊厳を奪い— それを自分のものとする」、英語字幕では“Boxing is about respect. Getting it for yourself... ..and taking it away from the other guy”.
- 52) この映画を入りに尊厳死や合衆国での医療格差の問題を論じたものとして下記の研究を参照。大谷いづみ「安楽な死、尊厳ある死—の遙か手前で」『現代思想』36 巻 2 号、青土社、2008 年 2 月、174-83 頁。
- 53) 日本語字幕では「でもこんな生き方... ボクシングの試合に出て 世界中 旅をした わたしの名を呼ぶ観客...」、英語字幕では“I can’t be like this, Frankie. Not after what I’ve done. I seen the world. People chanted my name”.
- 54) 日本語字幕では「わたしは生きた 思い通りに その誇りを奪わないで あたしの名を呼ぶ人々の声が聞こえなくなるのが怖い」、英語字幕では“I got what I needed. I got it all. Don’t let them keep taking it away from me. Don’t let me lie here... ..till I can’t hear those people chanting no more”.
- 55) 動画投稿サイトで「Craig Ewert」と検索すれば、そのときの映像が多数掲載されている。例えば YouTube ならば  
<[http://www.youtube.com/results?search\\_query=craig+ewert](http://www.youtube.com/results?search_query=craig+ewert)> を参照。
- 56) 番組内では遠回しな表現が為されているが、要するに ALS（筋萎縮性側索硬化症）のことである。
- 57) 前掲清水論文でも尊厳死の尊厳を自尊感情と解する見解が述べられている。